

別紙

I．事業評価総括表（令和5年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間 接交付金事業者名	交付金事業に要し た経費	交付金充当額	備 考
1	地域活性化 化措置	保育園運営事業	みどり市	15,707,860	11,192,000	

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表(令和5年度)

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	地域活性化措置	保育園運営事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		みどり市	
交付金事業実施場所		みどり市笠懸町阿左美地内	
交付金事業の概要		事業の対象は、みどり市笠懸第1保育園の職員(園長、保育士、事務員、調理員)の人件費、10人×6カ月分(令和5年8月～令和6年1月分)です。 みどり市では、第2次みどり市総合計画に基づき、核家族や共働き家族の増加による様々な保育ニーズに対応するため、認定こども園など保護者の希望に合った多様な保育サービスの充実に努め、保育を希望する者が全員入所し、待機児童が発生しないよう努めています。特に、市内唯一の公立保育園である笠懸第1保育園は、市内保育園の中核的存在として必要不可欠な園であり、その運営に電源立地地域対策交付金を活用し、保育等サービスの充実に推進するものです。	
交付金事業に関係する市町村の主要政策・施策とその目標		第2次みどり市総合計画(基本構想:平成30年度～令和9年度) 後期基本計画:令和5年度～令和9年度 基本政策:1 健やかに生きる安心のまちづくり 施策:5 子育て支援の充実 施策方針:安心して子どもを育てられる環境づくりを目指します。 目標 基本事業:1 保育サービスと施設の充実 ・核家族や共働き家族の増加による様々な保育ニーズに対応するため、保護者の希望に合った多様な保育サービス(延長保育・一時預かり保育・障がい児保育等)を充実させます。 ・年度途中からの入所に関して、希望する施設へ円滑に入所できるよう、施設との継続的な協議や定員の弾力化を図ります。 ・家庭環境や保護者の就労場所等により市外保育施設の利用希望者が多いため、関係市町村との円滑な利用調整を図ります。 基本事業の達成度を測る指標:保育施設の待機児童数(めざそう値:0人)	
事業開始年度		令和5年度	事業終了(予定)年度 令和9年度
事業期間の設定理由		第2次みどり市総合計画の後期基本計画の終期まで	

交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度 令和5年度		
	要保育児の入所率 100%	要保育児の入所率(入所児童数／入所申込児童数)	成果実績	%	100.0		
			目標値	%	100		
			達成度	%	100.0%		
	評価年度の設定期限						
	毎年度のPDCAサイクルによる事業改善を図るため、事業実施後、早期に評価を実施。						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無し							
交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	職員(園長、保育士、調理員)の雇用量 (雇用人数(人)×雇用期間(月))		活動実績	人月	66	57	58
			活動見込	人月	66	66	60
			達成度	人月	100.0%	86.4%	96.7%
交付金事業の総事業費等		令和3年度	令和4年度		令和5年度	備 考	
総事業費		17,751,700	14,645,260		15,707,860	48,104,820	
交付金充当額		11,378,000	11,213,000		11,192,000	33,783,000	
うち文部科学省分							
うち経済産業省分		11,378,000	11,213,000		11,192,000	33,783,000	
交付金事業の契約の概要							
契約の目的		契約の方法		契約の相手方		契約金額	
園長、保育士、調理員の人件費		雇用		園長1名、保育士7名、事務員1名、調理員1名		15,707,860	
交付金事業の担当課室		保健福祉部こども課					
交付金事業の評価課室		保健福祉部こども課					

(備考)(1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。

なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。

- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。